

大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(口述書)

議案第42号「大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、1の改正理由についてであります。令和6年度の人事院勧告に準拠し、企業局職員の住居手当の支給対象者の拡大及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大を行うにあたり、当該条例の改正を行うものであります。また、令和6年9月より滋賀県パートナーシップ宣誓制度が開始されたことに伴い、令和7年4月1日付けで「大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」が改正される予定であり、当該条例の影響箇所の改定を実施するものであります。

次に、2の改正内容についてであります。1点目の住居手当の改定につきまして、暫定再任用及び定年前再任用短時間職員を支給対象とし、支給対象職員を拡充するものであります。

2点目の管理職員特別勤務手当の改定につきまして、平日の0時から5時までの勤務が支給対象時間帯であったものを2時間早め、午後10時から午前5時までの勤務を支給対象とするものであります。

3点目の滋賀県パートナーシップ宣誓制度の開始に伴う改定につきまして、介護休暇、介護時間の対象となる配偶者の範囲に「滋賀県パートナーシップ宣誓制度においてパートナーシップを宣誓し、パートナー関係にある者」を含むことを明記するものであります。

3ページから5ページをご覧ください。

こちらは、「大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の主な改正部分の新旧対照表でございます。

以上説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。